

別紙１ 生成ＡＩサービス提供業務仕様書

１ 基本事項

本仕様書は、京都市交通局（以下「当局」という。）が「生成ＡＩサービス提供業務」の受託事業者を選定するにあたり、「生成ＡＩサービス提供業務におけるサービス提供事業者募集要項」に基づく公募型プロポーザルについて、その調達仕様を定めるものである。

なお、本仕様書は、公募型プロポーザルの提案用の調達仕様書であり、契約を締結する際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で契約用の仕様書に改めるものとする。

２ 用語

本仕様書で用いる用語の定義は以下のとおりである。

用 語	定 義
当 局	本業務の発注者である京都市交通局のこと。
受託者	本業務の受注者で、京都市交通局に対して本仕様書に定める生成ＡＩサービスを提供する者をいう。
当局職員	京都市交通局職員のうち、京都市交通局で導入しているイントラネットパソコンを利用する者をいい、下記の「システム管理者」と「一般利用者」で構成される。
システム 管理者	本業務で導入する生成ＡＩサービスの運用・管理権限を有する当局職員をいう。 なお、システム管理者は、当局企画総務部企画調査課職員が従事する。
一般利用者	当局職員のうち、システム管理者を除く当局担当職員をいう。 一般利用者に対しては、本業務で提供する生成ＡＩサービスの利用権限を付与するとともに、同サービスに関する運用・管理権限は付与しないものとする。
回答文章	プロンプトに入力した内容を元に生成ＡＩが提供する回答文章をいう。
Ｕ Ｉ	ユーザインターフェースのこと。
ＬＬＭ	大規模言語モデル（Large Language Models） 大量のテキストデータを使ってトレーニングされた自然言語処理のモデルのこと。
プロンプト	生成ＡＩに入力する指示のこと。
プロンプト インジェクション	生成ＡＩに与える指示（プロンプト）を不正に操作し、生成ＡＩの出力を意図的に変更する攻撃手法のこと。
ＲＡＧ	“Retrieval-Augmented Generation” の略称で、大規模言語モデル（LLM）によるテキスト生成に、外部情報の検索を組み合わせることで、回答精度を向上させる技術
ＩＳＭＳ (ISO/IEC 27001)	情報セキュリティマネジメントシステムの略称で、個別の問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスクアセスメントにより必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源を配分して、システムを運用すること。 JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001) は、ISMS の要求事項を定めた規格であり、組織が ISMS を確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための要求事項を提供することを目的として作成されているもの。
ＩＳＭＡＰ	「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（Information system Security Management and Assessment Program）の略称で、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とする制度のこと。
ＳＡＭＬ	” Security Assertion Markup Language ” の略称で、シングルサインオン（SSO : 1 度の認証操作で複数の Web サービスやクラウドサービスにログインするためのサービス）を実現するための認証方式の 1 つ。

3 仕様

(1) 本業務の対象範囲

ア 当局が生成A Iを利用することができるサービスの提供

※ 生成A IのA P Iを調達するのではなく、一般利用者が生成A Iを庁内での業務に利用することができるインターフェース等を有したサービスを提供すること。

イ システム管理者が上記アに係る一般利用者のアカウント等を管理するための管理機能等の提供

(2) 本業務の履行期間

契約の日の翌日から令和9年1月31日までとする。

契約締結は、原則として、令和8年1月31日までにを行うこととし、契約締結日以降、生成A Iサービスは、令和8年2月1日（以下「開始予定日」という。）に開始し、令和9年1月31日まで提供するものとする。

ただし、受託者選定後の当局との協議を経て、契約締結の日がサービス開始日より後の日となる場合は、受託者が提示した金額を基に経過日数分のサービス利用相当額を日割り計算で算定し、本業務の契約額は、受託者が提示した金額から当該相当額を減じた金額を上限とする。

(3) 生成A Iサービスの機能要件

本業務で提供する生成A Iサービスは、少なくとも次のア～キに掲げる要件を備えること。

ア 言語モデル

次のア)とイ)の言語モデルがともに利用できること（必須条件）。

ウ)の言語モデルの導入を必須条件とはしないが、導入する場合は、企画提案書審査の加点の対象とする。

(ア) ChatGPT-5 又は ChatGPT-5 mini (OpenAI)

(イ) Gemini2.0 Pro 又は Gemini2.5 Flash (Google)

(ウ) Claude4 Sonnet (Anthropic)

導入する言語モデル（ア）、イ）、ウ)それぞれの言語モデル）について、バージョンアップされ、生成A IのメーカからA P Iが公開された場合は、都度、本業務の契約の範囲内でバージョンアップに対応することとする。

イ 利用環境

以下の要件を満たすこと。

(ア) インターネットブラウザ（Microsoft Edge 及び Google Chrome）から利用でき

る、日本語に対応したクラウドサービスであること。

- (イ) 京都市の『クラウドサービス選定基準』の要求事項を満たすサービスであること。
- (ロ) 京都市イントラパソコンから利用するため、インターネットブラウザの拡張機能を利用しないクラウドサービスであること。

ウ 基本機能

以下の要件を満たすこと。

- (ア) 対話形式
 - ✓ チャット形式で自然な対話を通じて、文章作成、要約、翻訳、アイデア出し等が可能であること。
 - ✓ 生成A Iにより生成される回答文章はテキスト形式とし、U I上に表示されること。
- (イ) プロンプト作成支援
 - ✓ 生成A Iの知識が少ない利用者でも、精度の高い指示（プロンプト）を作成できるよう、予め登録されたテンプレートを活用できる機能やプロンプト入力を支援する機能を有すること。
 - ✓ 予めチャット形式で自然な対話を通じて、文章作成、要約、翻訳、アイデア出し等が可能であること。
 - ✓ 回答文章に対し、各ユーザが追加の質問をした場合、先のプロンプト及び回答文章に関連した回答を生成し、U I上に表示されること。
 - ✓ 各ユーザがプロンプトを入力する際、U I上で、予め登録されたテンプレートからプロンプトを選択して引用できる機能を有すること。
- (ロ) 複数のL L Mの選択
 - ✓ 用途に応じて複数の生成A IやL L Mに切り替えられること。
 - ✓ 用途に応じて複数の生成A IやL L Mを同時に利用できること。
- (エ) マルチモーダル機能
 - ✓ ドキュメントやP D F形式、音声、動画等を直接読み込んで、要約等の回答を生成できること。
 - ✓ 入出力の対象となるドキュメントについては、少なくとも、テキスト形式のデータ形式に対応していること。
- (オ) インターネット上の情報の収集・分析機能
 - ✓ システム管理者や一般利用者が、指定したテーマやキーワードに基づき、インターネット上の広範な公開情報（ニュース、学術論文、公的機関のレポー

ト、ブログ等)を自律的に収集・分析し、単なる情報の羅列ではない、構造化された要約や洞察を生成する機能を有すること。

(カ) 1回のプロンプトに入力可能な文字数

- ✓ システム管理者や一般利用者が、1回当たり30,000文字以上のプロンプトをテキスト形式で入力できるUIを有すること。

(キ) 回答内容の形式

- ✓ テキストベースで入力されたプロンプトから、表形式やプレゼンテーション形式などでの回答が可能であること。

(ク) 禁止ワード等の処理

- ✓ 禁止ワードや機微情報の入力について、出力制御や自動的なマスキングする機能を有すること。

エ RAG機能

以下の要件を満たすこと。

(ア) 独自データの参照

- ✓ 本市が保有する例規集、各種計画、マニュアル等の独自データを事前に登録し、その情報を基にした回答を生成できること。

(イ) データ登録

- ✓ 独自データは、利用者によるアップロードと受託者による登録代行のいずれの方式でも登録できること。

(ウ) データ分離

- ✓ 登録した独自データは、他の契約団体から論理的または物理的に完全に分離され、閲覧・アクセスが不可能な構成であること。

(エ) 参照元の明示

- ✓ 生成AIが独自データを参照して回答した場合、どの文書のどの部分を参照したか、その名称や箇所を明示できること。

(オ) 登録容量

- ✓ 独自データの登録上限容量は、合計100GB以上であること。また、総容量の制限はなく、かつ追加費用での拡充など追加費用が発生しない仕様であること。

オ システム管理者機能

以下の要件を満たすこと。

(ア) 利用者管理

- ✓ システム管理者において、当局職員のユーザーアカウントの登録、削除等の管理ができること。
- ✓ 本業務の契約の範囲では、最大700人分の当局職員のユーザーアカウントを使用することを想定すること。
- ✓ 追加契約を前提として、将来的に701人以上の当局職員のユーザーアカウントを登録する場合は、ユーザーアカウントは、システム改修を伴わずに、少なくとも2,000人以上の登録が可能であること。

(イ) 権限管理

- ✓ システム管理者において、システム管理者、システム管理権限のない一般利用者等の利用者権限グループを設定・管理できること。

(ウ) 利用状況の監視

- ✓ システム管理者において、契約期間中の全体のアクセス数や利用状況（利用文字・利用トークン数等）を定期的を確認・出力できること。
- ✓ また、上記の利用状況を管理画面で確認でき、グラフ等で可視化できること。

(エ) テンプレートの編集

- ✓ システム管理者において、テンプレートを管理（登録・編集・削除）することができる機能を有すること。

(オ) トークン数上限管理

- ✓ 本業務で定める毎月の利用トークン数の上限に達した場合、自動的にサービスの利用を停止する機能を有するとともに、毎月の利用トークン数の上限が近づいた際に、都度、システム管理者に対して上限が近づいた旨を通知する機能を備えること。

カ セキュリティ

以下の要件を満たすこと。

(ア) 第三者認証

- ✓ 第三者認証：ISMS（ISO/IEC 27001）認証を取得していること。
- ✓ SaaS型の場合は、原則としてISMAPに準拠したサービスであること。

(イ) 操作者の特定

- ✓ ユーザ認証（ID、パスワード等による認証）にて、操作者を特定できること。

(ロ) アクセス元の制御

- ✓ IPアドレスの指定によるアクセス元の制御ができること。
- ✓ SAML規格に対応しており連携による機能拡張が可能であること

(エ) 通信の暗号化

- ✓ 通信は暗号化（TLS/SSL通信）に対応していること。
- ✓ 通信はH t t p s（HTTP/2.0/3.0およびTLS 1.2/1.3）を利用すること。
- ✓ 脆弱性のあるHTTP/1.0/1.1は無効化すること。

(オ) 入力情報の非利用の保証

- ✓ システム管理者や一般利用者が入力したプロンプトやアップロードデータ及びこれらによって生成AIが出力した結果が、サービス提供者のLLMの学習に利用されないようにすることと、当該LLM上にそれらのデータが保存されないことについて保証すること。

(カ) データに対するアクセス権限

- ✓ 生成AIの利用状況、ログ、アカウント情報等には、システム管理者のみがアクセスできること。
- ✓ 生成AIサービスの不具合など、緊急を要する場合を除き、受託者は、システム管理者の許可なく同データにアクセスしないこと。

(キ) 脆弱性対応

- ✓ 生成AIシステム全体の脆弱性に対処し、プロンプトインジェクション等の不正操作による影響を防ぐ対策が講じられていること。

(ク) データの保管場所

- ✓ 本サービスで扱う全てのデータは、日本国内のデータセンターで保管・処理され、日本の法律で保護されること。

(ケ) 契約終了後のデータ削除

- ✓ 契約終了日から3か月経過後に、利用状況、ログ、アカウント情報等のデータを完全に削除すること（ただし、同一事業者が引き続き同種の業務を受託した場合を除く。）。

キ サービス全体の品質・性能

以下の要件を満たすこと。

(ア) 可用性

- ✓ 生成A I サービスの稼働率は年間99.5%以上を維持すること。

(イ) 応答性

- ✓ 通常利用時において、利用者がストレスを感じない応答速度を確保すること。

(4) システム管理者及び一般利用者に対するサポート

- ア システム管理者及び一般利用者の利用方法をわかりやすく記載したマニュアルを提供すること。
- イ 一般利用者向けの利活用方法等に関する職員教育（動画研修を含む。）を提供すること。
- ウ 行政機関等で利用実績のあるプロンプト集を提供すること。
- エ 日本語で対応するヘルプデスク等、システム管理者からの利用方法等に関する問い合わせへのサポート体制を構築すること。
- オ サービスの保守情報をホームページ又はメール等で提供すること。
- カ 障害発生時の報告体制、復旧手順、目標復旧時間を定義し、当局に提示すること。

(5) ユーザーアカウント数、利用トークン数

企画提案書及び見積書には、次のア～ウを前提に、「生成A I サービス提供業務におけるサービス提供事業者募集要項」に記載の契約上限額の範囲内で、実現可能な単価、利用上限等を明記すること。

- ア 契約期間中、当局職員700名分のアカウントを登録できること。また、必要に応じて追加登録・削除を行えること。
- イ 全ユーザ数（700人）のうち約15%（105人）が、1人1月当たり日本語40,000文字を入力できる利用トークン想定数（1か月当たり日本語420万文字を想定）とすること。
なお、利用トークン数の上限に達した場合は、上限を超過し、追加契約が必要となる状態となる前に、管理者機能又は受託者側の操作で生成A I サービスの利用を停止できるようにすること。
その場合は、受託者は、追加契約が必要となる状況に至る前に、必ず事前に当局に、追加契約が必要である旨を通知しなければならない。
- ウ 業務実施後、当局職員が利用者想定の上限（700人）を上回る等、状況に応じて、当局と受託者の間で協議のうえ、別途費用を決定し、追加契約することがある。
この場合、職員一人当たりの追加経費については、本業務の受託料を上限値

(700人分)で除した職員一人当たりの契約額相当額を基本とすること。

(6) その他の要件

次に掲げる要件については、提案に当たり必須の要件とする。

- ア 複数のWEBサイトを調査した情報を集約・統合し、要約する機能。さらに当該情報の正確性を確認するため、引用先や根拠を提示する機能
- イ ユーザ向けの利活用方法等に関する当局職員教育（動画研修を含む。）の提供
- ウ 行政機関等で利用実績のあるプロンプト集の提供
- エ その他、上記に掲げる以外で当局職員の業務効率化、生産性の向上等に資すると考えられる要件について提案すること。

4 実施体制

(1) 実施体制

- ア 本業務を確実に履行できる体制を構築し、本市に対し明示すること。
- イ 本業務の履行に当たっては、上記アの体制を整えたうえで、サービス提供に向けて着実にプロジェクトの進行管理を行うこと。

(2) AIガバナンス体制

AIがもたらす便益の最大化とリスク管理を両立させるための、組織的な統制の仕組み（AIガバナンス体制）を構築・運用していること

(3) リスク対応体制

情報セキュリティインシデントや、ハルシネーションによる重大な誤情報生成などの「生成AIシステム特有のリスクケース」が発生した際の対応体制・手順を整備していること。

(4) 作業場所等

- ア 当局の庁舎内において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に本市と協議すること。
- イ 当局の庁舎内では、上記アにより当局が承認した作業場所以外での作業を行わないこと。

5 留意事項

(1) 秘密保持

- ア 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、秘密情報の取扱いには十分注視すること。契約終了後も同様とする。
- イ 秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。

(2) 入出力データの取扱い

当局が入力したデータ（プロンプト、独自データ等）の所有権は当局に帰属し、サービス提供者は、本サービスの提供目的以外にこれを利用・保持しないこと。

(3) 生成物の権利

本サービスを利用して当局職員が作成した生成物（アウトプット）に関する知的財産権は、原則として当局に帰属するものとし、受託者は、成果物に関する著作権人格権を行使しないこと。

(4) 責任分界

生成A I システム特有のリスクケース（例：著作権侵害、差別的表現の生成等）が発生した場合の責任分界、原因究明への協力、再発防止策の協議に関する義務を明確にすること。

(5) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。

(6) 契約の解除

提案どおりのサービス利用ができない場合は、当局は、契約期間中であっても契約を解除することができる。なお、契約解除の条件等については、契約時に協議したうえ、当局が定めるものとする。

(7) 協 議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、当局と受託者による協議を経て、当局の指示に従うこと。

(8) その他留意事項

本業務の実施にあたっては、デジタル庁が国の職員に対して定めている「行政の進化と革新のための生成A I の調達・利活用に係るガイドライン」（2025年5月27日、デジタル社会推進会議幹事会決定）に記載されている事項を尊重すること。

6 著作権に係る事項

(1) 著作権

この調達に係る業務を遂行するに当たって、新たに発生した設計書類等及び開発部分（市販の汎用アプリケーション等パッケージソフトに帰属する部分を除く。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作権人格権を行使しない。

(2) 著作物又は知的所有権等の利用

この調達の範囲内で、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行う。

(3) 関連文書

この調達の範囲内で、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。

7 成果物

ア 成果物の納入とその時期

本業務の成果物は下のとおりとし、詳細は、業務着手後、当局と受託者との協議を経て、当局が指示する。

成果物	内 容
プロジェクト 実施計画書	プロジェクトの目的、実施体制、実施内容、スケジュール、管理方法等を実施計画としてまとめたものとする。
議事録	プロジェクト開始から納品に至るまでに行った各協議内容を議事録として整理し、まとめたものとする。
テスト計画書	開発したシステムの品質を検査するために実施する試験の内容について定義したものとする。
テスト結果報告書	テスト計画書に基づき実施したテストの結果をまとめたものとする。
研修テキストまたは 動画	当局において、操作研修等が必要と判断した場合は、当該研修に必要なとなるテキストまたは動画を作成すること。
完成図書	上記の成果物で最終確定したものとする。

イ 納入方法

成果物については、システム本体(機器、ソフトウェア、プログラム等)を除き、紙媒体で納入するとともに、当該成果物を記録した電子媒体(CD-R等)を併せて納入すること。

8 当局の予算が減額された場合等の措置

本契約は、京都市長期継続契約に関する条例に規定する「長期継続契約」とする。

- (1) 令和8年度において、当局の本契約に係る歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、当局は、本契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により当局が契約を解除した場合において、受託者は、当局が翌年度以降に支払いを予定した使用料やその他全ての経費を請求することはできない。
- (3) 受託者は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により当局が契約を更新しなかったために生じた損害の賠償について、当局に請求することはできない。

9 支払方法

本業務の対価に関するすべての支払いは、契約締結日から令和9年1月末までの間について、受託者からの請求に基づき、下記のとおり費用を支払うこととする。

(1) 令和7年度

落札額（税抜き額）の12分の2（1万円未満切り捨て）及び当該金額の消費税相当額の合計

ただし、令和7年度分上限額（金143,000円（税込））を超過しないこと。

(2) 令和8年度

① 上半期

落札額（税抜き額）の12分の6（1万円未満切り捨て）及び当該金額の消費税相当額の合計

② 下半期

契約額（税込額）から、令和7年度及び令和8年度上半期分の支払済額（税込額）を差し引いた残額（未払い額）

ただし、①と②の合計額は、令和8年度分上限額（金715,000円（税込））を超過しないこと。

本業務の対価に関するすべての支払いは、日本円（JPY）にて行うものとし、受託者から適法な支払請求書を受領後30日以内に支払いを行うこととする。

また、契約締結に先立ち、「**3仕様 (2)本業務の履行期間 ただし書き**」に該当する事案が生じた場合は、上記の金額を減額して契約を締結することに留意すること。

更に、契約締結に先立ち、当局と受託者との協議を経て当局が承認した場合は、支払い方法を毎月払いに変更して、本業務の契約締結を行うことは可能とするが、この場合は、毎月の支払額は、全体の契約額を1か月平均に平準化することを基本とし、各年度の支払総額は、上記の各年度分の上限額をそれぞれ超過しないこと。